

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分~16時

2014.2/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
☎0749(52)6627
FAX 0749(52)5195



発行日 平成26年2月13日(木)
Eメール
公式サイト
http://www.city.maibara.lg.jp
koho@city.maibara.lg.jp

インターネット通信販売サイトでの買い物トラブルにご注意!

「通信販売サイトを利用してお買い得のブランド品を購入したが、偽物だった」

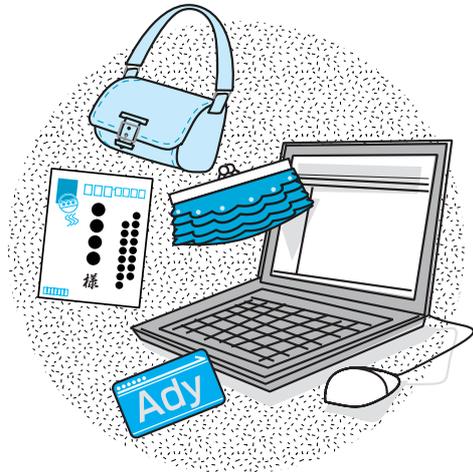
「代金を指定された口座に振り込んだが、商品が届かない」などのトラブルが相変わらず後を絶ちません。

特に、海外業者が運営する日本語表示の通信販売サイトでの苦情が増えています。

インターネットなど通信販売で商品を購入するときは実際に手にとって見るができない上、相手の顔も見えません。また、海外の業者であれば、実体がわからないケースも多いようです。しかも、支払った代金を返金してもらったり、商品を交換してもらうことは大変困難になります。

どういう点に注意すればいいでしょうか

- サイトの運営者の氏名・住所・電話番号などが記載されているか、また住所なども実在するかを確認しましょう。連絡手段がEメールしかない場合は、相手からの返信が途絶えたら連絡の方法がありません。
- 支払い方法や解約条件などをよく確認しましょう。
- 特にブランド品の場合、流通品と比べて極端に安い価格のものはより慎重に選びましょう。模倣品か真正品か慎重に判断しましょう。
- サイトの中の日本語の表現に不自然さがあつたり、おかしい日本語表記がされている場合は注意してください。日本語で記載されていても海外の業者の可能性も考えられます。
- トラブルが起こったときに、返金等について対応するシステムが確立されているかよく確認しましょう。
- クレジットカードでなく、銀行振り込みや送金などの支払い方法だけの場合、返金は購入店との交渉になりますが、海外の場合は交渉もより困難になります。
- 振り込み先の口座名義人が、販売したサイトの名称や運営者氏名と異なる場合は、注意が必要です。
 - ネットなどの業者の評判を鵜呑みにすることなく、参考程度に留めておいてください。



模倣品の販売が確認された(または強く疑われる)海外ウェブサイトに関する情報は、消費者庁のウェブサイト(<http://www.caa.go.jp/>)で公表されています。また、正規の販売者等も様々な情報を公表していますので購入前にしっかりチェックしましょう。



人口40,460人(-53) 男19,803人(-19) 女20,657人(-34) 世帯数13,900世帯(+2)
65歳以上の人口 10,591人 高齢化率 26.18% ※カッコ内は前月との比較【平成26年2月1日現在】